

## 大飯原発3、4号機の拙速な再稼働に反対する意見書

史上最悪で深刻な原子力災害となっている東京電力福島第一原発事故から1年が経過したが、事故施設の設備損傷状況や、炉心溶融の状態を含めた原子炉内の状況はいまだ十分な把握がなされていない。

こうした中、事故原発から放出された大量のセシウムなどの放射性物質によって、住まいを追われ、仕事を追われた大勢の住民、活動を追われた多くの事業所は、いつ戻れるとも知れない中で過酷な事態に置かれている。

一方、国民に対し原子力発電所の安全に責任を有する国は、今般の事故地域において想定を超える大規模な津波が起きる可能性や全ての電源を失う可能性を、原発事業者も原子力安全・保安院も認知しながら放置し、適切な対策を取っていないことが明らかとなった。

過去の人災の歴史においてそうであったように、人の生命や財産を奪うような事故・事象は、その真の原因を追及し、二度とその過ちを犯さないことが犠牲者へのせめてもの償い等であることから、真相究明を待たずに再稼働することは、あり得ない事態である。

いわんや原子力発電は、制御不能の事態においては、自然環境、社会環境、動植物の生命に過酷な影響を将来にわたって及ぼすものであり、技術的な原因究明にとどまらず、その原因に至ったあらゆる背景を客観的に究明する必要がある。

原発事故の原因の真相究明が終わらなければ、当然、新たな原発事故を防ぐための改善策や解決策が見出せず、3月11日以前と同じ法律、同じ組織、同じ基準で原発の安全性を確認し再稼働を判断することは、到底国民の納得は得られない。

「地震対策」や「津波対策」、「電源喪失対策」などについて新たな最高の「技術的安全基準」を十分に満たすことは当然のことであり、そのためには「人材」や「組織」、「制度」や「文化」などの問題の克服に向け徹底的な改革が求められる。

よって、政府においては、停止中の原発の運転再開を拙速に進めず、下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 原発事故の原因を中立的、客観的な立場から、国民の納得を得る徹底的な説明を行うこと。
- 2 原発事故を防げなかった責任の所在を明らかにすること。
- 3 原子力発電所周辺における複数の活断層との連動による地震の可能性について科学的根拠に基づく徹底的な調査を行なうこと。
- 4 脱原発社会への転換を容易にするため、原子力発電所所在自治体等への電源三法交付金制度によらない財政支援を図ること。
- 5 電力の安定供給を図りつつ、需給システムの効率化等が図られるよう発送電を分離するとともに、再生可能エネルギーの開発・利用拡大を最大限に加速させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月19日

福井県越前市議会議長 嵐 等